令和4年度 事業計画について

I 令和4年度事業推進の基本方針

令和2年7月27日に総合取引所が誕生し、貴金属等の商品が㈱東京商品取引所から㈱大阪取引所に移管された。本会では、これらの工程が示された令和元年度から、関係する会員が円滑に対応できるよう、金融商品取引業者の新規又は変更登録、証券外務員の登録や内部管理責任者の資格取得等について、日本証券業協会等の関係機関との協議を通じて支援してきた。

一方、商品先物取引法(以下「商先法」という。)に基づく国内商品市場取引については、㈱東京商品取引所のエネルギー(原油や電力等)と中京石油、㈱堂島取引所の農産物が残った。これらの取引に係る暦年の受取手数料の推移をみると、商品移管前の令和元年に対して期中に商品移管があった令和2年は約41%の減少、その令和2年に対して令和3年は約85%の減少となった。こうした状況を踏まえ、本会では、人件費と事業費を削減することにより、令和2年、令和3年と2年連続して比例会費対象額の減額を行ってきた。

令和4年度においては、上記のような商品移管後の商品先物取引業の変化、特に国内商品市場の規模や登録外務員を介したビジネス態様の縮小、苦情・紛争案件の減少等の状況に鑑み、令和5年度以降の本会の業務及び事務局体制のあり方について検討を行い、実施が可能な施策は直ちに実施することとする。

また、事業については、新たな国内商品市場取引(㈱東京商品取引所のLNGの試験上場、㈱堂島取引所の新規上場の検討)、店頭商品デリバティブ取引に対応した必要な事業を行うとともに、商先法で規定されている苦情解決・紛争仲介、外務員登録等の業務を着実に遂行し、自主規制機関としての機能を発揮する。

協会運営については、比例会費対象額を算出する営業収益について、商品移管による激変を緩和するために、令和3年度は平成29年からの4年間の平均値を「みなし営業収益」として用いたが、令和4年度は商品移管後の実態を更に濃く反映させることとし、1年短縮して過去3年間の平均値とする。また、この営業収益の減少に応じて比例会費対象額を減額し、効率的な業務の運営に努めるとともに、東京商品取引所ビルからの移転は必要な経費を運営準備積立資産から取り崩すこととする。

Ⅱ 令和4年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理責任者等資格研修(日本証券業協会の商先限定内部管理責任 者のための講習内容の整備を含む。)、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除 等に係る取組みの支援
 - ③ 商品取引契約(商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。)の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化に対応した自主規制機能 の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務(商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。) の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施

- ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習(日本証券業協会の特例商先外務員のための研修内容の整備を含む。)の的確な運営、実施
- (4) 一種証券外務員の商品外務員資格の取得方法の検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト(ホームページ)のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以上